



11/11 月	町立診療所 午後2診 外科	22 金	ヘルシー教室(検診棟)
12 火	三種混合(就改センター)	23 土	町立診療所 休診日
13 水	町立診療所 午前2診 内科 町立診療所 午後2診 整形外科 心の健康相談(検診棟)	25 月	町立診療所 午後2診 外科
14 木	機能回復訓練(検診棟) 健康相談(診療所) 町立診療所 午後休診 眼科診療日(成人健康センター)	27 水	10ヶ月児相談・3才児健診(検診棟) 町立診療所 午前2診 内科 町立診療所 午後2診 整形外科
15 金	介護者の集い(おごしの里)	28 木	機能回復訓練(検診棟) 眼科診療日(成人健康センター)
16 土	町立診療所 午前2診 小児科 町立診療所 午後休診	29 金	成分献血(検診棟)
17 日	町立診療所 診療日	30 土	町立診療所 午後休診
18 月	町立診療所 午後2診 外科	12/2 月	町立診療所 午後2診 外科
19 火	町立診療所 振替休診	4 水	町立診療所 午後2診 整形外科 交通事故移動相談(柏崎市役所)
20 水	町立診療所 午後2診 整形外科 交通事故移動相談(柏崎市役所)	7 土	町立診療所 午前2診 小児科 町立診療所 午後休診
21 木	麻しん(就改センター)	9 月	町立診療所 午後2診 外科

健康相談
 ☎ 11月14日(木)(午後3時30分)
 (毎月第2木曜日)
 ☎ 医療センター(☎95-2600)
 相談員 町立診療所長他
 (電話相談も結構です。)

日曜診療
 ☎ 成人健康センター
 法坂 ☎95-3141
 外来受付 9時～正午
 ※急患に限ります。

心配ごと相談
 ☎ 毎週火曜日(午前10時～午後3時)
 ☎ 延命荘(☎95-2027)
 相談員 11/5 飯田弘二
 12 中澤誠三郎
 19 杉原敏夫
 26 池島千恵子

補聴器相談日
 ☆毎週木曜日 午前9時30分～午前10時
 担当:新潟リオン補聴器販売株
 ☆第2月曜日 午前10時～午前10時30分
 担当:ニイガタエイド株
 ☆第1木曜日 午後2時30分～午後3時
 第3木曜日 担当:キコエ補聴器株

編集室

今月の表紙は、献穀米の稲刈りです。献穀米を生産した山岸脩さんは三桶米づくりの会の会長さんで、低農薬、良食味米の生産に

長年取り組んでいらっしゃるそうです。今回はそれらの事が評価されて献穀米の生産者に選ばれたそうです。
 10月28日にはご夫妻で皇居で行われた新嘗祭献穀献納式にコシヒカリの精米1升を持参、式に臨まれたそうです。

ところで、11月ともなると夕暮れが早くなり、冬至をすぎるとの間つるべ落としと言われるくらい日没が早くなってしまいます。夕暮れ時や夜間、道路を歩いたり、自転車に乗るときは明るい色の服装や、反射材等であつても交通事故等に注意したいものですね。

発行 小国町役場(三十九四九一五二)新潟県刈羽郡小国町法坂七九三
 企画編集 総務課庶務係 ☎0258(95)3111 印刷 長岡市あかつき印刷株

新潟県小国町

広報 **おぐに**

平成7年度決算について……2～5P	くらしと国保・年金……10P
衆議院議員・新潟県知事選挙結果…6～7P	豪雨災害から1年……11P
秋の全国火災予防運動……8P	できごと……12P
幼児医療費の助成制度について…9P	ホームページが開設されました…14P

1996年
11/1号 No.334



献穀米稲刈り(三桶)

町の人口 平成8年10月1日現在(前月比)

計 7,979人(-7人) 男 3,931人(-3人) 女 4,048人(-4人) 世帯数 2,228(+1)
 平成8年9月の動き 出生 5人 死亡 7人 転入 8人 転出 13人

平成7年度決算の公表

平成7年度財政事情の概要

今月は平成7年度決算の内容を紹介します。
 決算は町にどのくらいお金が入り、どのように使われたかをまとめた、いわば町の家計簿みたいなものです。平成7年度決算は一般会計と6つの特別会

計をあわせた歳入総額が約76億9,213万円、歳出総額が約74億8,243万円、残額2億969万円となりました。

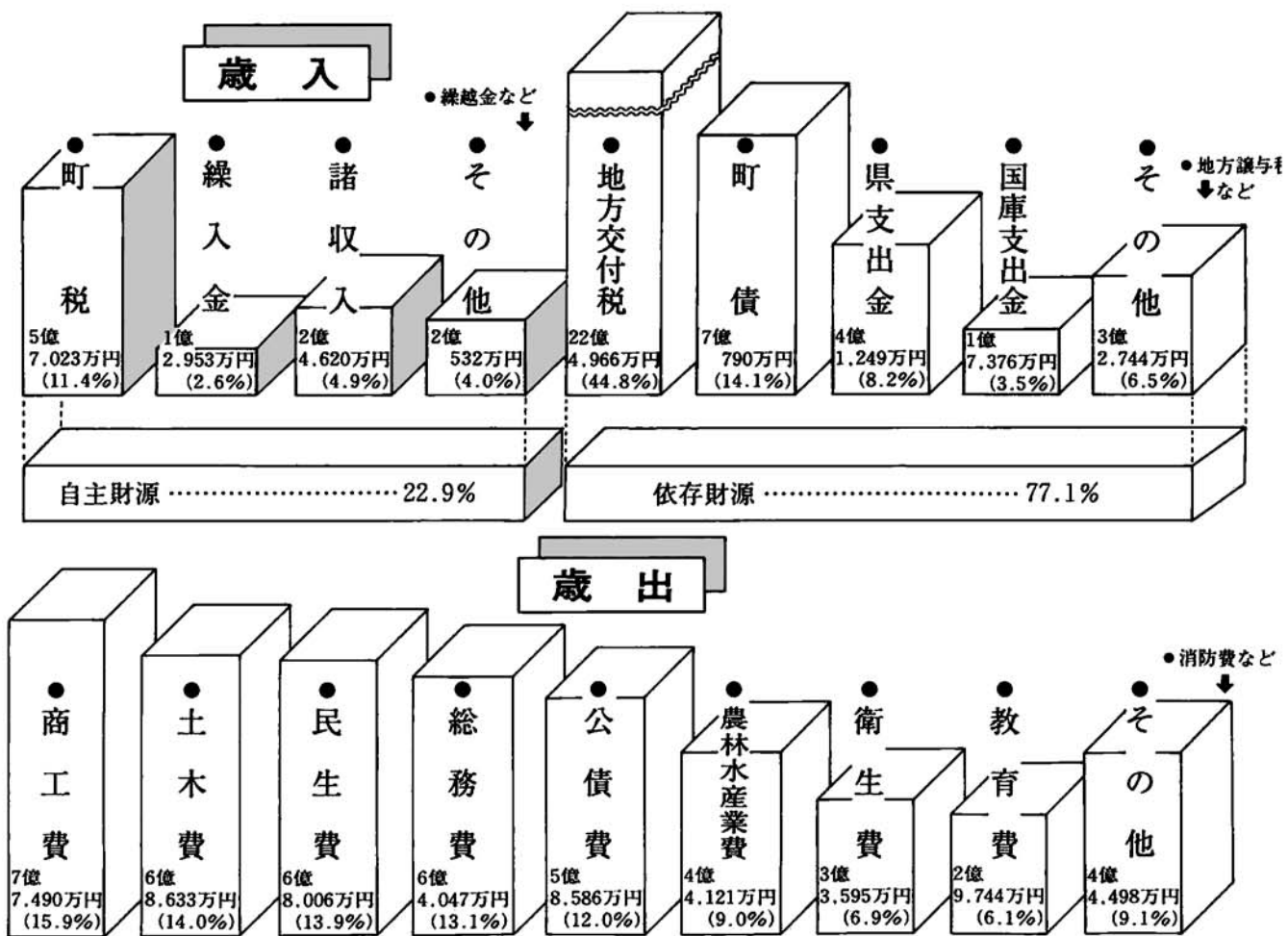
一般会計

- ◎歳入……………50億2,255万4,391円（町民1人当り626.800円）
- ◎歳出……………48億8,720万5,317円（町民1人当り609.909円）
- ◎残額……………1億3,534万9,074円

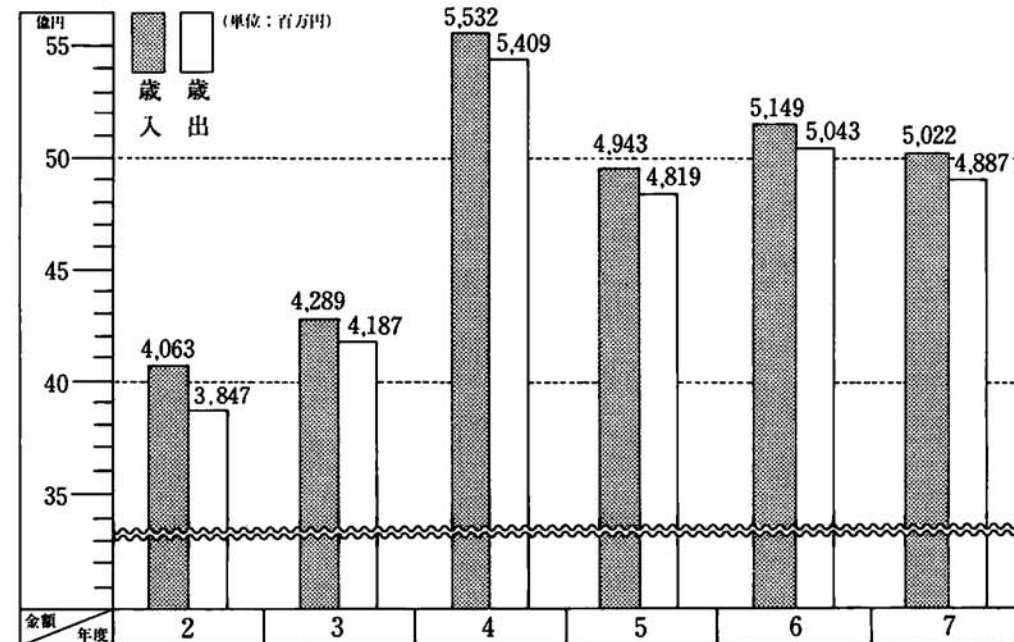
平成7年度決算を前年と比較してみると歳入が2億2,082万円（前年度比△2.5%）、歳出が2億6,208万円（前年度比△3.1%）それぞれ減となりました。歳入に占める割合は前年度と同じく地方交付税が一番多く、町債、町税の順となりました。歳出では、商工費、土木費、民生費の順となりました。なお、財政力指数は昨年より増の0.209となっています。

町税の内訳

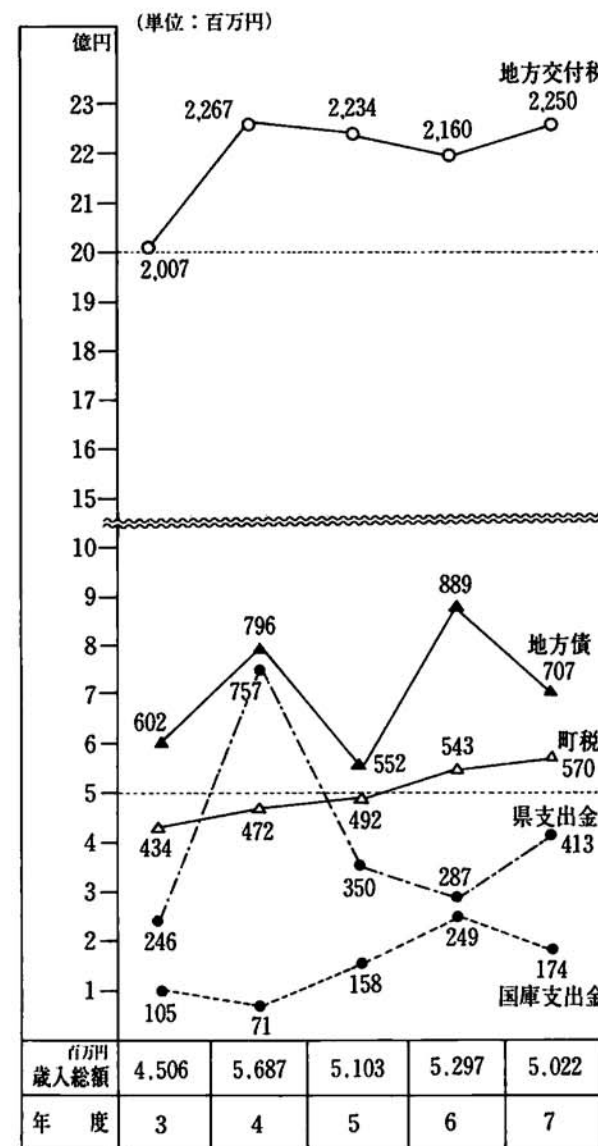
- ・町民税……………1億8,317万479円
- ・固定資産税……………3億5,102万5,500円
- ・軽自動車税……………1,644万4,300円
- ・市町村たばこ税……………1,955万2,313円
- ・特別土地保有税……………4万400円



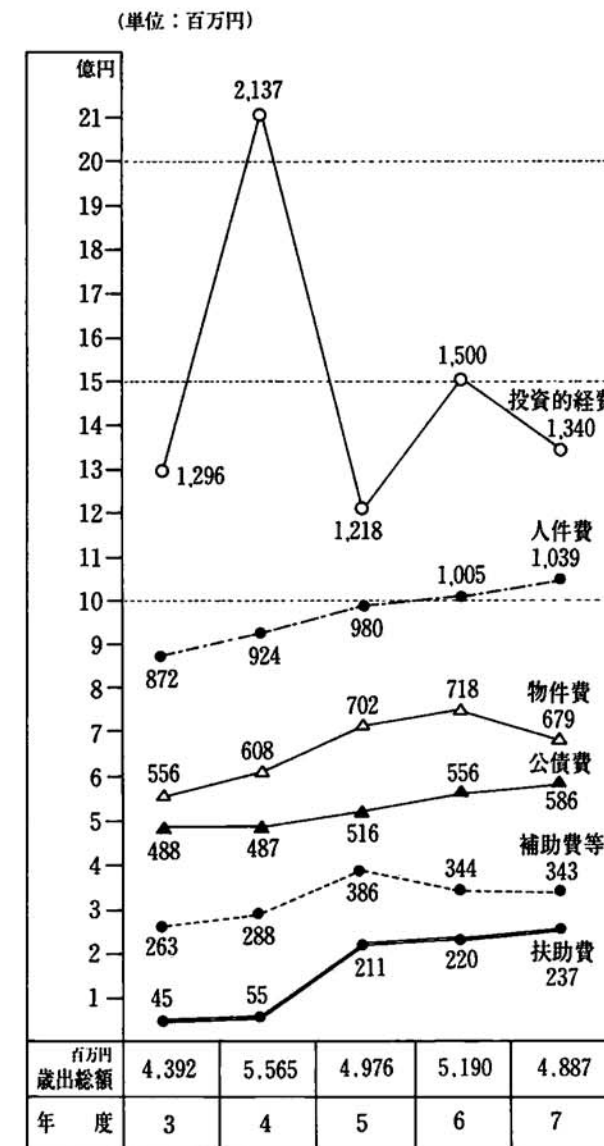
決算規模の推移



主な歳入決算額の状況



主な性質別歳出決算額の状況



一般会計の主な使いみち

総務費

集落計画及び一集落一事業に 420万円
 オフトークの運営に 457万円

民生費

結婚祝金・仲人報償金、出産祝金に 610万円
 デイサービス運営委託に 2,452万円
 老人短期保護費に 1,347万円
 寝たきり老人等介護・入院見舞金に 1,298万円
 老人ホーム措置費に 1億6,057万円
 身体障害者施設通所措置費に 1,046万円
 心身・精神障害者医療費助成に 6,342万円
 児童手当に 1,259万円
 保育所運営に 1億4,740万円
 国保、老人保健特別会計に 8,056万円

衛生費

妊婦、乳児、県老人医療費等に 274万円
 簡易水道事業特別会計に 901万円
 成人健康センター工事に 242万円
 町立診療所特別会計に 4,152万円
 健康診査委託料に 1,367万円
 人間ドッグ補助に 752万円

柏崎地域広域事務組合し尿処理負担に 3,371万円
 クリーンセンターの維持・管理に 6,191万円
 合併処理浄化槽等設置整備事業補助に 950万円

労働費

若者定住促進奨励金に 530万円
 出稼労働者援護事業に 184万円

農林水産業費

町単土地改良事業補助に 1,313万円
 県営圃場整備事業負担金に 2,351万円
 中山間地域整備事業補助に 1,705万円
 特定農地貸付事業に 1,135万円
 農村総合整備事業工事費 1億5,520万円
 林地災害復旧費 876万円
 広域林道測量設計委託料 762万円
 公的分取林整備推進事業に 904万円

商工費

産業会館建築費に 2億880万円
 産業育成、商工業振興、不況対策貸付 1億5,500万円
 自然休養体験施設関係に 2億9,960万円

土木費

道路台帳補正に 635万円
 農業集落排水事業特別会計へ 4,452万円
 下水道事業特別会計へ 2億2,246万円
 道路維持補修工事に 1,342万円
 道路新設改良6路線工事に 3,106万円
 道路舗装23路線工事に 2,639万円
 消雪施設工事に 7,204万円
 克雪住宅建設事業補給に 1,458万円
 公共事業負担金へ 8,099万円

消防費

広域組合負担金に 1億282万円
 町消防団の運営に 2,294万円
 消防施設工事費に 3,234万円
 防火水槽工事費 1,734万円

教育費

小学校管理費に 5,096万円
 中学校管理費に 2,592万円
 社会教育施設費に 2,227万円

災害復旧費

農業用施設災害復旧工事費 5,880万円
 現年発生災害復旧に 3,428万円

町の財産

◎土地…… 1,024,746㎡

◎基金(全体) …… 7億7,933万円

◎家屋…… 52,838㎡

主なもの

木造…… 7,823㎡
 非木造…… 45,015㎡

- ・財政調整基金…… 3億2,262万円
- ・地域福祉活動基金…… 1億5,751万円
- ・土地開発基金…… 7,416万円
- ・減債基金…… 4,915万円
- ・小国町商工業振興基金…… 2,291万円

◎出資による権利
 1億1,482万円

特別会計

6つある特別会計の歳入総額は26億6,957万8,425円、歳出総額は25億9,522万8,951円となりました。
 各会計の決算額は次のとおりです。

国民健康保険

歳入額 4億3,154万9,374円
 歳出額 3億9,440万2,194円
 残額 3,714万7,180円



老人保健

歳入額 7億8,067万6,293円
 歳出額 7億5,918万5,974円
 残額 2,149万319円



町立診療所

歳入額 2億7,592万6,150円
 歳出額 2億6,849万4,341円
 残額 743万1,809円



簡易水道

歳入額 1,390万8,956円
 歳出額 1,262万3,605円
 残額 128万5,351円



「八王子地区営農飲雑用水浄水場」

農業集落排水事業

歳入額 7,616万335円
 歳出額 7,358万7,572円
 残額 257万2,763円



集落排水処理場

下水道事業

歳入額 10億9,135万7,317円
 歳出額 10億8,693万5,265円
 残額 442万2,052円



「小国浄化センター」

衆議院議員総選挙 新潟県知事選挙 結果

～投票率は80%を割る～

第41回衆議院議員総選挙、第15回新潟県知事選挙が10月20日行われました。

衆議院議員総選挙は今回から小選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙という2つの選挙で行われました。

さらに知事選挙、最高裁判所裁判官国民審査が同時に行われ投票所ではとまどう場面も見られました。

全国的な投票率の低下をうけ、小国町でも全ての選挙の投票率が80%を割りました。

(衆議院小選挙区選出議員選挙の全国平均の投票率は59.65%、同選挙新潟県の投票率は68.85%でした)



投票区別の投票率 (小選挙区選挙)

投票区	集落名	当日有権者数			左のうち						投票率 %		
		男	女	計	投票者数			棄権者数			男	女	計
					男	女	計	男	女	計			
第1投票区	山野田	16	15	31	15	14	29	1	1	2	93.75	93.33	93.55
2	大貝、三桶	112	112	224	97	94	191	15	18	33	86.61	83.93	85.27
3	苔野島	70	62	132	63	53	116	7	9	16	90.00	85.48	87.88
4	小栗山	122	130	252	100	103	203	22	27	49	81.97	79.23	80.56
5	原、森光、諏訪井	370	371	741	294	280	574	76	91	167	79.46	75.47	77.46
6	太郎丸、小国沢、上岩田	325	331	656	256	267	523	69	64	133	78.77	80.66	79.73
7	法末	65	71	136	58	66	124	7	5	12	89.23	92.96	91.18
8	櫛沢、新町、相野原 二本柳、上谷内、猿橋	601	660	1,261	438	442	880	163	218	381	72.88	66.97	69.79
9	法坂、桐沢、金沢 箕輪、上村、下村 サン・コーポラス小国	599	614	1,213	492	498	990	107	116	223	82.14	81.11	81.62
10	押切、武石	222	238	460	195	203	398	27	35	62	87.84	85.29	86.52
11	七日町、上栗	231	245	476	196	207	403	35	38	73	84.85	84.49	84.66
12	八王子、芝ノ又	67	59	126	54	53	107	13	6	19	80.60	89.83	84.92
13	原小屋、千谷沢、鷺之島	326	357	683	259	287	546	67	70	137	79.45	80.39	79.94
合計		3,126	3,265	6,391	2,517	2,567	5,084	609	698	1,307	80.52	78.62	79.55

開票結果 (順序は届出順です)

衆議院小選挙区選出議員選挙 (投票率 男80.52% 女78.62% 計79.55%)

候補者氏名	得票数
小林 一三	266
野崎 洪	443
稲村 稔夫	366
近藤もとひこ	1,051

候補者氏名	得票数
桜井 新	2,733
西川 おさむ	64
無効	161
計	5,084

衆議院比例代表選出議員選挙 (投票率 男80.42% 女78.56% 計79.17%)

名簿届出政党等の名称	得票数
新社会党	205
新党さきがけ	53
日本共産党	594
民主党	398

名簿届出政党等の名称	得票数
自由民主党	2,060
新進党	1,122
社会民主党	414
無効	233
計	5,079

新潟県知事選挙

(投票率 男80.93% 女79.03% 計79.96%)

候補者氏名	得票数
よしだ三男	788
ひらやま征夫	4,195
無効	100
計	5,083

最高裁判所裁判官国民審査

(男79.24% 女78.32% 計78.77%)

裁判官の氏名	罷免の可否等別の数	罷免を可とするもの	罷免を可としないもの	計
福田 博	463	4.253	4.716	4.716
藤井 正雄	420	4.296	4.716	4.716
尾崎 行信	406	4.310	4.716	4.716
遠藤 光男	402	4.314	4.716	4.716
千種 秀夫	407	4.309	4.716	4.716
河合 伸一	374	4.342	4.716	4.716
高橋 久子	378	4.338	4.716	4.716
根岸 重治	374	4.342	4.716	4.716
井嶋 一友	364	4.352	4.716	4.716
計 (点数)	3,588	38.856	42.444	

小国町教育委員会委員に
山田徹夫さん、
湯本昭男さんを選任



新任の湯本昭男さん

小国町教育委員会委員の任期満了に伴う、2人の委員が議会の承認を得て選任されました。

山田徹夫さん(66歳、下村)は再任、湯本昭男さん(55歳、原小屋)は新任で任期は共に平成8年10月16日から4年間です。

第14回私のまち写真コンテスト

【テーマ】 まちづくりに取り組む人々の活動、まちづくりによって生まれ変わったまちの表情、まちを舞台とした人々の生活・活動がテーマです。

【応募要項】

送り先/〒113東京都文京区本郷2丁目15番13号

社団法人日本交通計画協会内

「私のまち写真コンテスト」事務局 ☎03-3816-1791

締切/平成9年1月31日(当日消印有効)

サイズ/白黒カラープリント(スライド、組写真を除く)で、キャビネ判以上から四ツ切りまで。

※応募票は役場建設課にあります。

あわてないで、火事と救急は119番

11月9日は、「119番の日」です。

「火事や救急のとき、119番」は、だれもが分かっていることです。しかし、いざとなるとあわててしまい、ハッキリと言うことができず、消防車・救急車の出場が遅れることがあります。火事・救急は落ちついて、確実に119番へ通報しましょう。

◎119番通報は、次の要領でハッキリと通報してください。

①火事か、救急か

②場所は、または大きな目標物は

③何が燃えているのか、またはどうしたのか

④けが人などの人数・または逃げ遅れた人がいないかどうか

⑤あなたの名前と電話番号

そして、係員が「はい、分かりました。」と言ってから電話を切ってください。その時間は、わずかです。

火事などの問い合わせは、119番を使わずに、消防テレホンガイド(電話0257-22-1200)へお願いします。

『便利さに 慣れて忘れる 火のこわさ』
秋の全国火災予防運動 11月9日～11月15日

これから冬にかけて、暖房器具などを使用することが多くなり、毎年暖房器具による火災が起きていますが、いずれも取り扱いが悪かったり器具の上に洗たく物を干したりしたためのものです。

また、最近以外に多いのが放火による火災です。放火による火災を防止するため、住宅の周囲に紙製品、紙くず、ごみくず等の可燃物を放置しないなど、地域ぐるみで気をつけましょう。

火の用心7つのポイント

①家のまわりに燃えやすいものを置かない。

②寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。

・灰皿には水を入れておく。

・必ず消したことを確かめる。

③天ぶらを揚げるときは、その場を離れない。

・離れるときは必ず火を消す。

・ガスコンロのまわりに燃えやすいものを置かない。

④風の強いときは、たき火をしない。

・たき火をするときは、その場を離れない。

・バケツなどに水を用意する。

⑤子供には、マッチやライターで遊ばせない。

・子供の手の届く所に、マッチやライターを置かない。

・子供に、火の正しい使い方や火の恐ろしさを教える。

⑥電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。

・電気製品は、取扱説明書をよく読んで正しく使う。

・使用していない器具の電源プラグは必ず抜く習慣をつける。

⑦ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

・カーテンの近くでストーブを使ったり、ストーブの上で洗濯物など干したりしない。

◎火災とその原因

平成7年の小国町の火災発生件数は、4件でした。その原因をみると、最も多いのがたばこ、次いで風呂かまどです。火災はちょっとした油断や不注意が原因ですべてを灰にしてしまいます。火の恐ろしさを認識し日頃からの十分な備えで火災を追放しましょう。

◎もしも火災が発生した時の初期活動の3原則

①早く知らせる

・火事を見つけたら大声を出し、まわりの人に知らせる。声が出なければ、やかんなどたたいて知らせる。

・ちいさな火でも119番に通報する。当時は消火にあたり、通報は近くの人に頼む。

②早く消火する

・出火から3分以内が消火できる限度。

・水や消火器だけで消そうと思わず、座布団や毛布など手近なものを活用する。

③早く逃げる

・天井などに燃え広がったらすばやく非難する。

・一度逃げたら絶対に戻らない。

検診をうけよう ⑧

健康な時こそ検診忘れずに

いい汗かいて・おいしく食べて・笑った一日!!

10月6日第6回目を迎えた健康まつりが開催され、5kmのコースには426人、10kmのコースには177の方が参加、ウォーキングに汗を流しました。

昼食は食生活推進委員さん手作りの豚汁、午後からは鷺之島集落、小川英夫さんの病克服の体験発表の後、三条クッキングスクールの更科先生によるユーモアあふれた講演会と続き会場は笑い声が絶えませんでした。



『小国町幼児医療費の助成制度』が新設されます

町では11月1日より、1歳から2歳になるまでの幼児を対象とした、入院医療費助成事業を開始いたします。

この制度は、幼児の保護者の経済的負担を軽減することにより、安心して子供を、生み育てる環境を整備することを目的として新設されました。

*対象となる幼児

満1歳の誕生日の翌月から満2歳の誕生日の月末までの幼児

*助成対象となる医療費

健康保険証を使って医療機関に入院した場合、支払った医療費のうち自己負担金(初診料1,020円、入院1日710円)を除いた額(なお、食事療養費は医療費に含まれません)

*申請方法

入院された時点で幼児医療受給者証交付申請書により「受給者証」の交付を受けてください。(申請書は保健課に用意してありますが、印鑑、健康保険証が必要です。)



幼児医療費助成申請書

(退院する際医療機関で領収書の部分を記入してもらう)

幼児医療費助成申請書・印鑑

幼児医療受給者証 振込み指定講座番号 | を持って保健課へ申請してください。

詳しいことや、不明な点は、保健課(☎95-2600)までお問合せください。

11月の予防接種・乳幼児健診
日時会場対象者
*三種混合
☑11月12日(火) ☑就業改善センター
🕒6~90分
*麻しん
☑11月21日(木) ☑就業改善センター
🕒1歳~6歳
*乳児健診
☑11月27日(水) ☑小国町立診療所 検診棟
🕒平成5年8月~11生まれ児
*お知らせ
園児、就学児童の希望者に対するインフルエンザ接種は、予防接種法の改正により実施していません。接種を希望される方は最寄りの医療機関に実施の有無を確認のうえ、受診して下さい。

成分献血にご協力ください
成分献血は、血液中の血漿や血小板だけを献血する新しい献血方法です。
最も回復の遅い赤血球をお返しするので体への負担も軽く、女性の方には特に勧めます。
*成分献血の日
☑11月29日(金)午前9時半~午後4時半
☑会場 小国町立診療所 検診棟
*献血所要時間は、男性約60分、女性約50分です。希望される方は事前に受付予約が必要です。保健課へ連絡ください。
(11月22日までに☎95-2600)
GIVE BLOOD SAVED LIFE

くらしと国保

重複受診は危険です あなたは、大丈夫ですか？



重複受診とは……1つの病気で、2つ、3つと複数の医療機関にかかることです。

薬は病気をなおすために重要なものです。しかし、その薬も量が多過ぎたり、飲み合わせが悪かったりするとかえって体を壊してしまいます。

もちろん、医者がそんなことをするはずがありません。

しかし、皆さんが、他の医療機関にもかかっ

ていることを医者に話さずに、そのまま複数の医療機関にかかっていた場合、その危険は充分考えられます。

①もし、この薬を全部飲んだら、薬害により、体を壊してしまいます。

②もし、この薬の一部又は全部を捨てていたら、大切な医療費を捨てていることになります。

重複受診は絶対にやめましょう！

★★★「かかりつけ薬局」をつくりましょう★★★

「かかりつけ薬局」とは、「かかりつけのお医者さん」と同じようにいつも行く決まった薬局、かかりつけの薬局をいいます。

どの医療機関、どの科（内科、眼科、皮膚科など）からの処方箋も同じ薬局に持ち込むことによって、薬局で飲み合わせの危険を発見し、薬害を防止することができます。

病院と薬局をセットにして、それぞれ別の薬局に行くのではなく、「かかりつけ薬局」をつくりましょう。

〈悪い例〉



〈良い例〉



ゆめあり年金

急いで！急いで！国民年金の特例届出

忘れていませんか？第3号被保険者の皆さん。特例届出は平成9年3月までです。

◆問合せは年金係へ

過去に届出がされていなかったり、遅れたために第3号被保険者期間のうち未納となっていた期間について特例届出を平成9年3月までに行えば、2年間に限らず、第3号被保険者制度ができた昭和61年

4月以降の第3号被保険者に該当したすべての期間が、保険料納付済期間に算入されることになっています。いま一度、確認の上、特例届出を行っていない方はすぐに届出してください。



被保険者や年金受給者に、基礎年金番号の実施にあたり気をつけていただきたいこと

＝現在、既に被保険者である方＝

本年12月に各被保険者に送付される基礎年金番号は来年1月以後は基礎年金番号としてずっと使い続けることになるので、この通知は、お持ちの年金手帳に添付して大事に保管してください。

厚生年金、国民年金の加入者の方は、番号通知の時点で使用されている年金手帳の記号番号がそのまま基礎年金番号になりますので、今と同じ番号を使用いただければ結構です（共済組合員の方には、新しく番号が付きませ

＝来年1月以降に新しく被保険者になる方＝

被保険者になる際に交付される年金手帳に基礎年金番号の欄がありますので、年金に関する届出や相談などの場合には、今後ずっとこの番号を使用してください。

＝年金を受給されている方＝

12月に、新しい年金証書が送付されます。この年金証書には、これまでの証書番号に代わって、基礎年金番号が記載されています。今後はこの番号が証書番号になりますので、平成9年1月以降は、この基礎年金番号で手続を行っていただくことになります。

くらしと税

サラリーマンの年末調整

サラリーマンの給与についての所得税は、毎月の給料やボーナスから源泉徴収されることになっています。

しかし、毎月源泉徴収された税額の合計額と、その年の給与総額に対する年税額とは、必ずしも一致しません。このため、その年の最後の給料やボーナスが支払われる時に、所得税の過不足額の精算が行われます。これを「年末調整」といいます。

平成8年分の給与所得については、年末調整等の際、特別減税が行われます。

大部分のサラリーマンにとって

年末調整は、その年の税を精算する大切な手続きですから、次のような場合には、該当する申告書を忘れずに職場の担当者に提出してください。

- 1 今年、結婚や出産、就職などにより、扶養親族に異動があった場合には「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」
- 2 控除を受けようとする所得者の合計所得金額の合計額が1,000万円以下で、配偶者が他の納税者の扶養親族となっていない場合には「給与所得者の配偶者特別控除申告書」

3 本人が直接国民年金などの社会保険料を支払った場合や生命保険料、住宅や家財を保険の目的とした損害保険料を支払ったなどの場合には「保険料控除申告書」

4 最初の年に確定申告して、住宅取得等特別控除を受けた方で、2年目以降、年末調整でこの控除を受ける場合には「給与所得者の住宅取得等特別控除申告書」

なお、提出する際には「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を一緒に添付してください。

豪雨災害から1年

昨年7月11日から12日にかけての豪雨で発生した町内の災害現場の復旧工事が進み、道路災害42件、河川災害62件の内98%の復旧工事が完了。

農地災害では町単独災害170件、補助事業85件の内90%が完了、いずれも今年度中には全て完了する予定です。



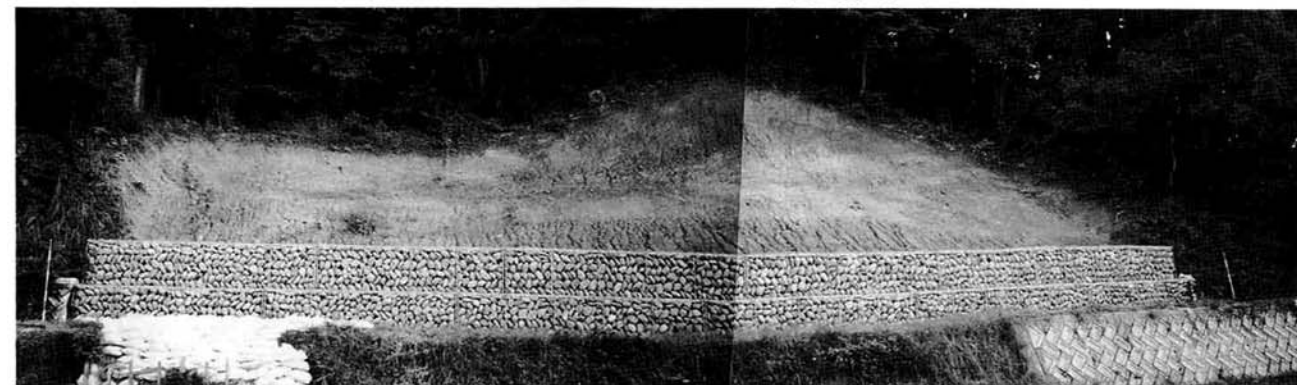
道路災害復旧事業「八王子地内」



農道災害復旧事業「三桶地内」



復旧治山事業「八王子地内」



道路災害復旧事業「諏訪井地内」

敬老会開かれる

秋晴れに恵まれた9月29日平成8年度敬老会が農村環境改善センターで開かれました。

今年は536名(対象者は995名)の方が参加、町長の開会の言葉、議会議長の挨拶のあと、祝宴に入り1年ぶりの再会を喜び近況を語り合う人、ステージでの地元の人たちによる歌や踊りに一緒に口ずさんだりする人で、会場は大変な賑わいとなりました。



運動会楽しかったよ

9月は運動会のシーズン、9月29日には町内の3つの保育園でも運動会が行われました。

汗ばむほどの晴天に恵まれ、かけっこや球入れ、リレーなど、この日のために一生懸命練習した成果を園庭いっぱいに発揮、他にも親子のレースやおじいちゃんおばあちゃんが参加する種目など家族と一緒に楽しい一日を過ごしました。



貸農地稲刈りツアーで 収穫の秋体験

山野田地区と法末地区で行われている貸農地事業の田んぼで見事に実ったコシヒカリの稲刈りが9月29日に山野田、10月6日に法末地区でそれぞれ行われました。

そのうち法末地区では東京や埼玉の契約者の内46名が参加、「法末の自然が大好きで今年も来ました」という人や「稲刈りは初めて」と鎌の使い方から指導してもらう人など、思い思いのスタイルで収穫の秋を満喫していました。



運動の輪広がれ！ 高齢者スポーツ大会

第19回を迎えた高齢者スポーツ大会が10月17日農村環境改善センターで行われました。

今年は180名の参加者が若草保育園の年中と年長の園児38名と一緒にゲームをし、会場は元気な声援でいっぱいでした。



暮らしのポイント

お呼ばれや冠婚葬祭などには、やはり着物で、という人が少なくありません。大切な着物をいつまでも美しく着るためには、着終わった後の手入れがポイントになります。

脱いだらすぐに着物用のハンガーに掛け、半日から一日陰干しにして湿気を取りましょう。手入れはなるべく早く、明るい清潔な場所で。まずは、ビロードの布や毛の柔らかいブラシで布目に沿って軽くたくように全体のはこりを落とします。

その際、しみや汚れもチェック。襟や袖口の汚れは、着物の下に白

着物の手入れと保管 しみや汚れを早めにチェック

いたおを敷き、ベンジンを含ませたガーゼでたたいて落とします。汗をかいた部分の汚れは、霧を吹きかけて白いタオルをあて、軽くたたけば落ちますが、時間がたつて変色していたら、クリーニング店など専門家に任せたほうがいいでしょう。裾についた泥はねは、すぐにいじらず、完全に乾いてから軽くもむか、柔らかいブラシで落とします。

しみには、一刻も早い手当てが必要ですが、しみの成分、布地の色や種類によってしみ抜きの方法が異なります。水をつけただけで変色する布もあるので、不安な場合は専門家に相談を。

ひと通りチェックがすんだら、着物の裏から当て布をしてアイロンをかけ、きちんとたたみます。保管は一着ずつ畳紙か木綿の大風呂敷に包み、重ね過ぎないように浅めの引き出しにしまいます。畳紙を通して色が移ることもあるので、濃い色と淡い色の着物を重ねないようにしましょう。防虫剤は引き出しの四隅に置きます。着物に向かないものもあるので注意してください。

たまにしか袖を通さない着物だからこそ、着終わった後の手入れをきちんとし、末永く大事にしたいものです。

健康づくりは食卓から ー糖尿病は“新国民病”？ー

◎かわり卵豆腐

- 〈材料〉 4人分
- 豆乳 1カップ
- 卵白 1+1/2カップ
- 塩 小さじ 1/2
- しょう油 小さじ2/3
- しょうが汁 少々
- かたくり粉 少々
- だし汁 1/2カップ
- ブロッコリー 1/2ヶ

【つくりかた】

①豆乳・卵白・塩を加えて混ぜてこし、型に流し卵豆腐のように

蒸す。

- ②ブロッコリーはゆでる。
- ③※を混ぜ火にかけあんをつくる。
- ④①②を盛り合わせあんをかける。

現在、日本全国で糖尿病にかかっている人は、500万人とも600万人ともいわれています。糖尿病が増加している原因には、飲食や運動不足などの現代社会の豊かな生活習慣が背景にあると考えられ

ます。

糖尿病を防ぐ食生活のポイントとしていくつかありますので、できるところから改善していきましょう。

- ①朝食は抜かず、3度の食事は規則正しく
- ②腹八分目で食べすぎない
- ③野菜をたっぷり取る
- ④塩分はひかえめに、動物性たん白質や脂肪はとりすぎない
- ⑤糖質の摂取はひかえる
- ⑥バランスのよい食事をする

町内企業求人情報コーナー (11月分)

事業所名	所在地	職種	規模	求人数	年齢	就業時間	賃金
ミユキドレス(有) ☎95-3500	太郎丸	縫製社員 縫製準社員	40	女 3 女 2	45才位まで	8:10~17:00	135,000~160,000 経験者時給750~
小国町森林組合 ☎95-4147	法坂	造林作業員 (林業労働力育成センター事業)	12	男・女若干名	18~55	8:00~17:00	組合給与規程による
(株)旭産業 ☎95-4981	新町	組立工	18	女 5	18~45	8:00~17:00	120,000~150,000
(株)ピーコックジャパン ☎95-5111	太郎丸	包装アルバイト 製造準社員	60	男女 男女	18~50 18~50	17:30~22:00 8:30~17:30	時給 1,000円 時給 750円~
(株)ナガイ小国工場 ☎95-3076	三桶	組立工	22	2	18~55	8:00~17:00	115,200~134,400
(有)笹崎塗装 ☎95-3359	諏訪井	建築塗装工	3	男 1	18~30	7:30~17:30	150,000~300,000
(有)共栄 ☎95-2349	上岩田	機械工	20	3	60才位まで	8:00~17:00	100,000~300,000
小国技研 ☎95-3864	横沢 (みのわ)	製造工 運転手 製造補助	23	男 2 男 1 女 1	20~55 20~55 20~55	8:00~17:00	165,000~ 230,000~ 125,000
上越工業(株) ☎95-4111	桐沢	鍛造工	61	男 2	20~30	6:00~15:30 8:00~17:00 14:50~21:50	167,000~252,000
鳴島工業(株) 小国工場☎95-3122	七日町	板金・仕上工	52	男 2	18~40	8:00~17:00	185,000~225,000
(有)オグニ住建 ☎95-2025	法坂	大工見習	2	男 2	18~30	8:00~18:00	138,000~184,000

・このコーナーは職安通報済で掲載を希望された企業の情報です。
・掲載希望の企業の方は地域振興課商工労働係まで申込み下さい。
・柏崎、長岡、小千谷など近隣市町村の最新求人情報は役場1階ホールでごらん下さい。

小国町のホームページがオープンしました

インターネットは、さまざまな情報を世界中から得られる手段として広く利用されています。

10月1日、そのインターネット上に、ついに小国町のホームページがオープンしました。

20ページにわたって、豊かな自然や観光、特産品など「小国町」を知ってもらうためのさまざまな情報を発信しています。

また、町へのご意見を電子メールでお寄せいただくメッセージコーナーや、今月のお知らせコーナーなどもありますので、是非のぞいてみてください。

ちなみに10月23日現在のアクセス件数は340件でした。

アドレス <http://www.nscs.co.jp/oguni/index.html>

E-MAIL oguni@nscs.co.jp



オープン以来県外在住の小国出身者の方から「故郷のホームページを見つけて感激しました」などのうれしいメールが届けられています。

11月おぐにさわやかリポート番組表

(放送時間 午前7:30、10:00 午後1:00、6:00、9:00)

土曜日	日曜日	火曜日	木曜日	土曜日	日曜日	火曜日	木曜日
11月2日	3日	5日	7日	9日	10日	12日	14日
消防だより	学校だより	健康ライフ (吐血)	花の歳時記 (びわの花、 つわぶきの花)	受賞者イン タビュー	相撲 よもやま話	健康ライフ (血便)	花の歳時記 (落葉)
16日	17日	19日	21日	23日	24日	26日	28日
芸能発表会 (前編)	芸能発表会 (後編)	健康ライフ (手足のしびれ)	花の歳時記 (冬木立ち)	たっしやで 長生き	お誕生日 おめでとう	健康ライフ (手足のふるえ)	花の歳時記 (枯れはす)

※□は午前7時30分から全チャンネルで放送されます。
 ※3チャンネルの番組を聞く時は3のボタンを押してください。
 ※リクエスト、メッセージ、ご意見などがおありの方は「おぐにさわやかリポート」(役場内) TEL 95-3111、FAX 95-2282までお願いします。
 ※番組の内容は都合により変更することがあります。

おぐに文芸

短歌

山あいにはひとときわ目立つそはの花
ここより好きな村にははいるぬ
大橋てつじ

日毎来る弱き身の友今日来ぬを
気遣いており小雨の夕べ
北原 初枝

威勢よく飛びはね来たるいなご
ひとつ稲株の間にしばし憩いぬ
小川 行雄

ハンドルに両足載せて
休み居る作業車の人の白き靴下
田中 正衛

戦いに敗れし夜の盆の月
涙の異国今も忘れず
片桐 直衛

俳句

菊人形悪女も同じ色で咲く
町田片身草

刈田風子供のいない村静か
山口 清作

刈田見て時には孤独になる自分
山崎 貫吾

何漁る鳥百羽の刈田中
吉野 静水

菊人形語らぬものに賛辞むけ
北原 初枝

みんなで作る“おぐに秋まつり”

11月3日、就業改善センター前広場で恒例の「おぐに秋まつり」を開催します。

大人気の特産品販売や芸能発表会などに加え、今年は話題のインターネットやニュースポーツの体験コーナーも登場。

また、小国沢地内に完了した山野草館を会場に山野草の展示・販売も行われます。

みんなで作るおぐに「秋まつり」で、文化の秋、食欲の秋をお楽しみ下さい。

問合せ先 役場地域振興課

戦傷病者等の妻の方へ

戦傷病者等の妻の方に特別給付金が支給されます

◎特別給付金国債の最終償還を終えた戦傷病者等の妻の方に、改めて特別給付金として国債が支給されます。

◎平成5年3月31日までに夫である戦傷病者等が死亡している場合死亡原因により次の特別給付金が支給されます。

・傷病恩給等受給の原因疾病により死亡した場合——戦没者の妻に対する特別給付金

・普通の御病気で死亡(平病死)した場合——戦傷病者等の妻に対する特別給付金(特別給付金)

◎請求手続きや金額等詳細な内容につきましては、住民課福祉衛生係(95-3111)までお問い合わせください。

「柏崎・刈羽バリアフリーの集い —かけよう心に虹のかけ橋を—」の開催

障害者の社会参加と地域住民が障害者問題についての理解と認識を深め、身体、知的、精神障害者の保健福祉が促進されることを願って、12月3日～12月9日の障害者週間に関連して下記の集いを開催します。

- 会場 柏崎市田塚3丁目11番50号
柏崎勤労者総合福祉センター(ワークプラザ柏崎)
- 日時 平成8年12月1日(日)午後1時00分～午後3時30分
- 内容 講演とアトラクション
- 入場料 無料
- 主催: 柏崎市身体障害者福祉協会・刈羽郡身体障害者団体連合会
柏崎・刈羽手をつなぐ親の会連絡協議会 柏崎・刈羽精神障害者家族連絡協議会・新潟県柏崎地域福祉センター
後援: 柏崎市・高柳町・小国町・刈羽村・西山町・市町村社会福祉協議会・柏崎市民生委員・児童委員協議会・刈羽郡民生委員連絡協議会

おごしの里 「一日施設開放デー」のお知らせ

おごしの里では、地域開放事業の一環として「一日施設開放デー」を開催いたします。皆さまお誘い合わせのうえ、ご来園ください。

- 日時 平成8年11月23日(土)(勤労感謝の日)午前10時から午後2時まで
- 場所 おごしの里
- 内容 ①のみの市コーナー
②昼食コーナー
③施設の機能紹介
④作品展示コーナー

ご来園の方々には、抽選ですばらしいプレゼントを用意しています。

し尿取りの申込みはお早めに! —証紙は申込みと同時に用意しましょう—

例年初雪の頼りが聞かれる頃になると、し尿取りの申込みが殺到しますが、集落内の小路など道路事情のよくないところについては、特に早めに申込みをお願い致します。

また、証紙を用意しないまま申込みをされる方もありますが、必ず用意してから申込みするようにしてください。(都合で留守になる場合は証紙が分かるようにしておいて下さい)

ジュニア ビエンナーレ小国展

第3回新潟国際ジュニアビエンナーレに出品した、スイス、ロマンモティエ町の子供達の作品79点を展示します。

日時 10月25日(金)～11月24日(日) 午前10時～午後4時

会場 小国芸術村会館(山野田) ☎95-3135

問合せ先 役場地域振興課

心肺蘇生法講習会

とき 11月17日(日)午前9時～正午

ところ 柏崎地域消防署
内容 応急手当の必要性の理解と心肺蘇生法、止血法の実習

定員 30人(定員になり次第締め切ります。)

服装 実習をできる服装
受講料 無料

申し込み 10月27日(日)～11月11日(月)までに消防署救急係へ電話で直接申し込みください(0257-24-1500)

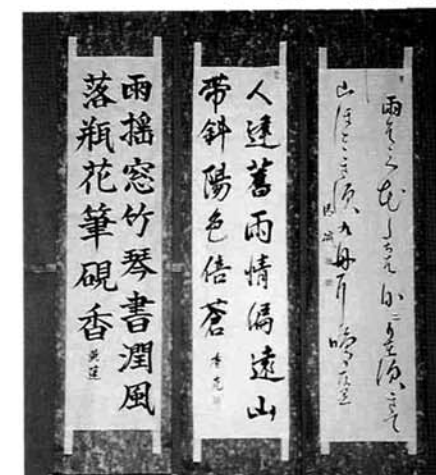
講習会修了者に修了証を交付します。

「サンコーポラス」入居状況(10月末)

運営戸数	40戸	
前月末入居戸数	35戸	
10月中	入居戸数	1戸
	退去戸数	0戸
本月末入居戸数	36戸	
入居可能戸数	4戸	

書道教室

(10月の作品)



『ジュニア相談室』の窓

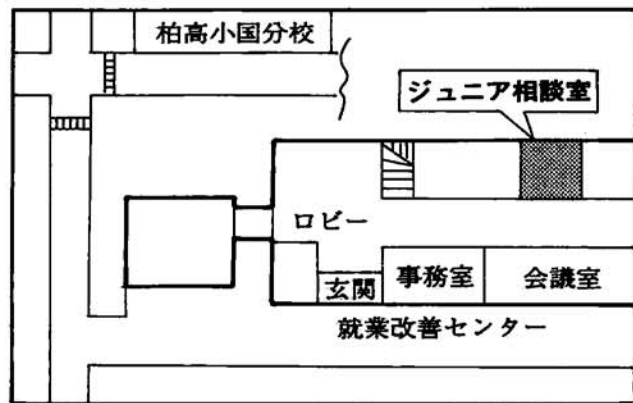
「いじめ」問題が深刻化していくなか、「いじめ」を許さない、起こさないために家庭・学校・地域社会が一体になった取組の重要性が問われている。

今日の子供は、急激に変化する日本の社会と、適切とはいえない子供をとりまく養育環境の狭間にたたき込まれている。少子化・核家族化・人間関係の稀薄化が進む昨今なればこそ、しっかりとした地域の支えが必要であると思います。

現代の子供は、乳幼児期から青年期にいたるまで、本人がはっきり自覚しないまま「他者依存」の心理を深くもつようになってきている。いじめられる子供の多くは、他人の存在を必要以上に気かけ、受け身の生活行動をとり、自己存在に自信がもてなく、自己肯定感が弱い。

いじめる側の子供は、一部には攻撃的な者もあるが、弱い他人の存在をつっかい棒に、自立できない自分を支えようとする。

この「自立の心」は、『子育て』とりわけ、親の愛情と関心、して良いこといけないこととのけじめなど、子供をとりまく養育環境と大きく関わりがある。家庭・地域・学校と連携を保ち「子育て」の在り方を見直し、子供時代を豊かに過ごせる土壌を作っていきたいものです。(ジュニア相談室 電話95-3104)



ふれあい

平成8年11月1日発行

小国町教育委員会

11月は青少年健全育成強調月間

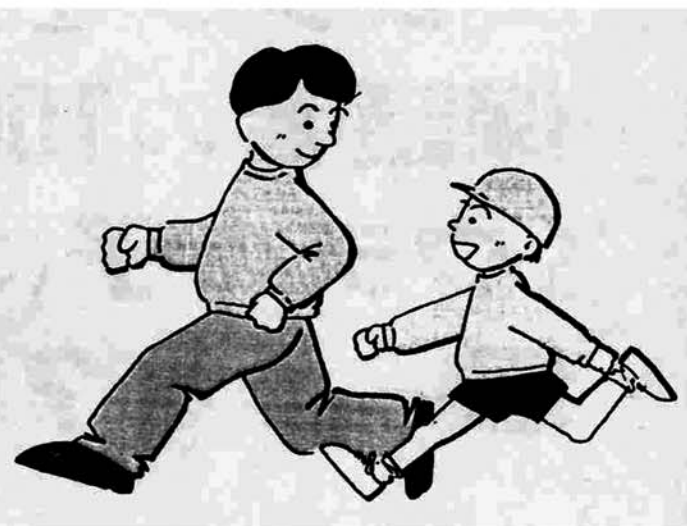
—未来を担う青少年、育てるのはあなたです—

近年の社会構造の変化に伴い、家庭での親子の触れ合いや地域での住民の連帯感が薄れ、青少年の教育機能の低下が指摘されています。

もう一度、それぞれの役割について見直してみませんか。

家庭

- 家庭は社会の基礎的な生活の場です。家庭内の役割をもたせ、家族の一員として責任と自覚を育てましょう。
- 子どもは親の背を見て育ちます。親としての姿を振り返って見ましょう。



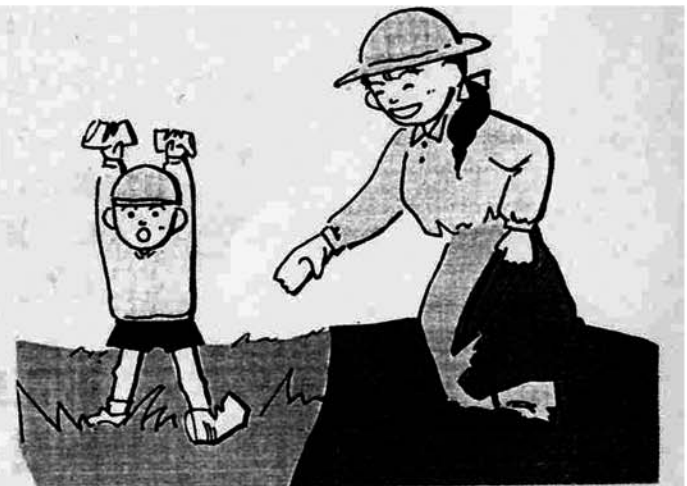
学校

- 集団生活を通して社会生活の基本的ルールを教え、共同生活での思いやりの心を育てましょう。



地域

- いろいろな行事の異年齢、世代間等地域の人々との交流を通して社会の一員としての自覚を育みましょう。
- 地域活動、ボランティア活動にすすんで参加できるようにしましょう。



—一人で悩まず、まず相談!!—



いじめ相談ダイヤルをご利用ください

- | | | |
|--|---|---|
| ●悩みごとテレホン
☎025-263-5319
☎025-263-4737
月～金曜 9:00～17:00 | ●中越いじめ相談 ☎0258-35-3930 月～金曜日 9:00～19:00 | ●子ども・家庭110番 ☎025-382-4152 毎日 9:00～21:00 |
| | ●ヤングテレホン ☎025-283-4970 月～金曜日 8:30～17:15 | ●いじめ110番 ☎0257-72-3742 月～金曜日 9:00～16:00 |
| | ●新潟いのちの電話 ☎025-229-4343 毎日 10:00～24:00 | |

いじめに限らず学校生活における悩みごとなど気軽にご相談ください。
小国町ジュニア相談室 ☎95-3104 教育委員会事務局 ☎95-3111内線229

ワープロ教室のご案内

家庭でも普及しているワープロ。皆さんもいろいろな文書を作ってみたいと考えていることと思います。教育委員会では3夜連続でワープロ教室を開催します。ご自分のワープロを持参いただき実習形式で行います。この機会に、さらに新しい機能にチャレンジしてはいかがでしょうか。

日時 11月18、19、20日 (時間はいずれも夜7時30分から9時まで)
場所 就業改善センター
申込み 教育委員会95-3111
11月12日までに申込みください(ご使用の機種名、学習したい内容等もお聞かせください)

○会長杯争奪囲碁大会

- A組 1位(優勝杯) 福島 賢一(猿橋)
2位 安沢 総夫(新町)
3位 高橋清太郎(楡沢)
- B組 1位 柏川 増次(苔野島)
2位 北原 修平(太郎丸)
3位 田中 巖(相野原)
- 各組ともハンディ付き試合
10月20日就業改善センターで実施

○町民テニス大会

- 優勝 田中 功(相野原)
2位 増茂 健一(越路町)
3位 田中 敏浩(原)
〃 加瀬 次郎(押切)
- 9月29日
おぐに運動公園テニスコート
主催 体育協会テニスクラブ

○第4回町民ゴルフ大会

- 優勝 田中 忍(森光)
2位 中村 一男(法坂)
3位 山岸 清人(千谷沢)
8月17日小千谷C.C.

○第255回 全珠連 検定

- (珠算)2級 北原 優子(上小6)
(暗算)2級 小川 幸恵(渋小5)
〃 今井 綾(上小6)

テレホンクラブ等の営業を規制するため、新潟県青少年健全育成条例の一部が改正されました

少女達の90%以上が テレクラを知っている。 保護者の100%が 『ウチの子に限って』と 思ってる？



条例改正のねらい

最近、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、特に不特定の男女間に会話の機会を提供するテレホンクラブなどの、いわゆる「性産業」の進出は年々深刻さを増し、青少年の健全育成に大きな影響を及ぼしています。

このため県では「青少年健全育成条例」を改正し、新たにテレホンクラブ等営業の規制を行うとともに、罰則を強化し大人の責任を一層厳しく求めました。

**改正条例は、
平成8年10月1日施行です。**

条例改正の概要

(テレホンクラブ等営業の規制)

この条例は、青少年の健全な育成を図るため、これを阻害する恐れのある行為を規制し、次代の新潟県を担う青少年を健全に育成することを目的としています。(条1例)

青少年が心身とも健康でたくましく成長することは県民すべての願いであり、また責務でもあります。県民は、あらゆる場面において、青少年が健全に育成されるよう努めなければなりません。(第6条)
※この条例で「青少年」とは18歳未満の者(婚姻した女子を除く)をいいます。

1. テレホンクラブとは？

電話機、回線交換機、音声蓄積装置(テープレコーダーなど)の端末設備を電気通信回線に接続し、これらを利用して、専ら異性間の会話の機会を提供したり伝言の媒介をする営業(個室型、ツーショットダイヤル型、伝言ダイヤル型を含んだ総称)をいいます。(第14条)

2. 営業所開設の際の規制

- ◇テレホンクラブ等の営業を始める場合は、知事に届け出が必要です。(第15条の2)
- ◇営業の禁止区域
学校、図書館、博物館、児童福祉施設などの施設の周囲200m以内と都市計画法でいう住宅系用途地域では、テレホンクラブ等の営業はできません。(第15条の3)

3. 利用カード販売等の規制

- ◇利用カード(テレホンクラブ等営業を利用するための通称「ツーショットカード」など)を青少年に販売、配布、貸出しなどはできません。(第15条の4)
- ◇利用するカードを、自動販売機に収納することはできません。(第15条の5)

◇設置可能箇所での自動販売機による販売は、知事に届け出が必要です。(第16条の6)

4. 広告宣伝の制限

- ◇ビラ、看板等の広告類は、掲示、表示、配置することができません。(第15条の7)
[経過措置平成8年12月31日まで]
※営業所の建物に設置する広告物、青少年の入場が禁止されている場所での広告類の掲示は可能。
- ◇テレホンクラブを宣伝する文書やその他の物品(チラシ、カード、ティッシュペーパー等)を青少年に配ることはできません。

5. 営業者に対する規制

- ◇青少年にテレホンクラブ等へ電話をかけるよう指示したり、勧誘をしてはいけません。また青少年をそのテレホンクラブへ客として入場させてはいけません。(第15条の8)
- ◇営業所等の入場者の見やすい箇所に「青少年の入場を禁止する」旨を掲示しなければなりません。
- ◇青少年を客に接する業務に従事させてはいけません。(第15条の9)
※青少年であることを知らなかったことを理由に、刑を免れることはできません。(第29条)

(立入調査)

県では、県民の皆さんの環境浄化活動を支援し、条例の徹底を図るため、立入調査員による調査を実施しています。

調査員は、テレホンクラブ等の営業所や、利用カードの自動販売機の設置場所、興業場、図書類、がん具類の販売場所等に立入り、調査し、関係者に質問したり、資料の提出を求めることができます。

なお、これを拒んだり、妨げたり、または質問に答えなかったり、嘘をいうことはできません。

県民の皆さんのご理解とご協力を

青少年の健全育成は、県民の皆さんの一人ひとりが、健全育成を阻害する心ない大人の行為から青少年を守り、青少年のための良好な環境づくりに努めていただいてこそ、その効果が発揮されます。青少年を取り巻く環境浄化への取組について、県民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

青少年健全育成条例についてのお問い合わせは
新潟県福祉保健部児童家庭課
〒950-70 新潟市新光町4-1
☎025-285-5511 内線2511~2513